（都市計画法施行規則の一部改正）

第三条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都市計画の決定等の提案） **第十三条の四**　法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類 三　（略） ２・３　（略） （都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案） **第五十七条の七**　法第七十五条の九第二項において準用する法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする都市計画協力団体は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類 ２　（略）	（都市計画の決定等の提案） **第十三条の四**　法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類 三　（略） ２・３　（略） （都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案） **第五十七条の七**　法第七十五条の九第二項において準用する法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする都市計画協力団体は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類 ２　（略）

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（民間都市再生整備事業計画の認定等の申請） **第二十二条**　法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～十一　（略） 十二　令第二十七条第二号又は第五号に規定する事業にあっては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書	（民間都市再生整備事業計画の認定等の申請） **第二十二条**　法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。 一～十一　（略） 十二　令第二十三条第二号又は第五号に規定する事業にあっては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書